

【指定管理仕様書資料⑦】

岐阜市スポーツ交流センター空調設備保守点検業務委託仕様書

1 業務名称 岐阜市スポーツ交流センター空調設備保守点検業務委託

2 業務場所 岐阜市曾我屋 1 丁目 1 4 5 番地 1

3 履行期間 契約締結日 から 令和 年 月 日まで

4 業務内容

- (1) 受注者は、上記業務場所の空調設備が安全かつ良好な状態で運用できるよう技術責任を負い、保守点検業務を信義誠実に履行するものとする。
- (2) 業務内容は、別紙内訳明細書により、室外機、室内機点検及び室内機フィルター等清掃を実施するものとする。なお、別紙内訳明細書以外の保守についても、発注者の要請があり次第迅速に点検調整並びに故障の修理を行うものとする。この場合の保守料金等は、双方協議のうえ定める。
- (3) 点検報告書は写真帳を添えて、提出すること。但し、点検時に設備の安全かつ良好な運用にかかわる不具合が発見された場合、速やかに発注者に報告し対応を協議すること。
- (4) 上記点検の結果、不備と認められ、緊急の措置が必要な事項については、発注者に速やかに報告のうえ、必要な応急措置をとること。

5 業務条件

- (1) 本業務を行う者は、業務の履行に必要な技術と知識、および経験を有する者とする。また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は当該資格を有する者が業務を行う事とする。
- (2) 点検業務に要する機械、器具、諸材料等は、すべて受注者の負担とする。
- (3) 受注者の故意、又は過失により施設、物品等の破損が生じた場合は、直ちに施設管理者に報告し、受注者の責任において原状回復すること。また、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。
- (4) 業務の実施にあたり、受注者は関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図ると共に、届出等が必要な場合は受注者において行うこと。
- (5) 受注者は、本業務にあたる従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令による全ての責任を負うこと。
- (6) 本業務の実施過程で知り得た秘密は第三者に漏洩してはならない。

6 委託料の支払

委託料の支払については、契約期間終了後の受注者の請求により、契約金額を支払うものとする。

7 そ の 他

- (1) 受注者は契約締結後速やかに着手届を提出し、業務主任者を定め、業務主任者届を発注者へ提出すること。
- (2) 点検業務の日時は、事前に発注者と協議して決定すること。
- (3) 業務中、交通その他通行人等の危険防止に留意し、万一損傷を及ぼした場合は、受注者の責任において処理し、発注者はその責任を負わない。
- (4) 従業員等の従事内容について問題が発生した場合、発注者は当該従業員の従事を拒否する生ものとする。その際、受注者は直ちに良好と認められる代替従業員を選任し、業務に支障が発しないようにすること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及びその他疑義が生じた場合は、発注者及び受注者双方で協議して定めるものとする。ただし、軽微な変更については契約金額の変更を行わない。